

福井市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き

目次

1	はじめに	1
2	宣誓することができる方	2
3	宣誓手続きの流れ	3
	[来庁して宣誓する場合]	3
	[郵便で宣誓する場合]	5
4	宣誓に必要な書類	6
5	パートナーシップ宣誓書受領証	8
6	福井市に転入後の手続き	9
7	宣誓内容の変更	10
8	受領証の再交付	11
9	宣誓書記載内容等の証明	12
10	受領証の返還等	13
11	利用可能なサービス	14
12	自治体間連携	14
13	よくあるご質問	15
14	問合せ先	18

1 はじめに

本市では、第八次福井市総合計画の政策の一つとして掲げる、「誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍できるまち」づくりを進めるため、令和6年1月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始します。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを本市に宣誓し、本市がその宣誓の事実を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付するものです。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないことから、相続や税制面など、法律上の効果はありませんが、お二人の意思を尊重するとともに、社会の中で自分らしく暮らしていただくことを本市が応援するものです。

性的マイノリティ...

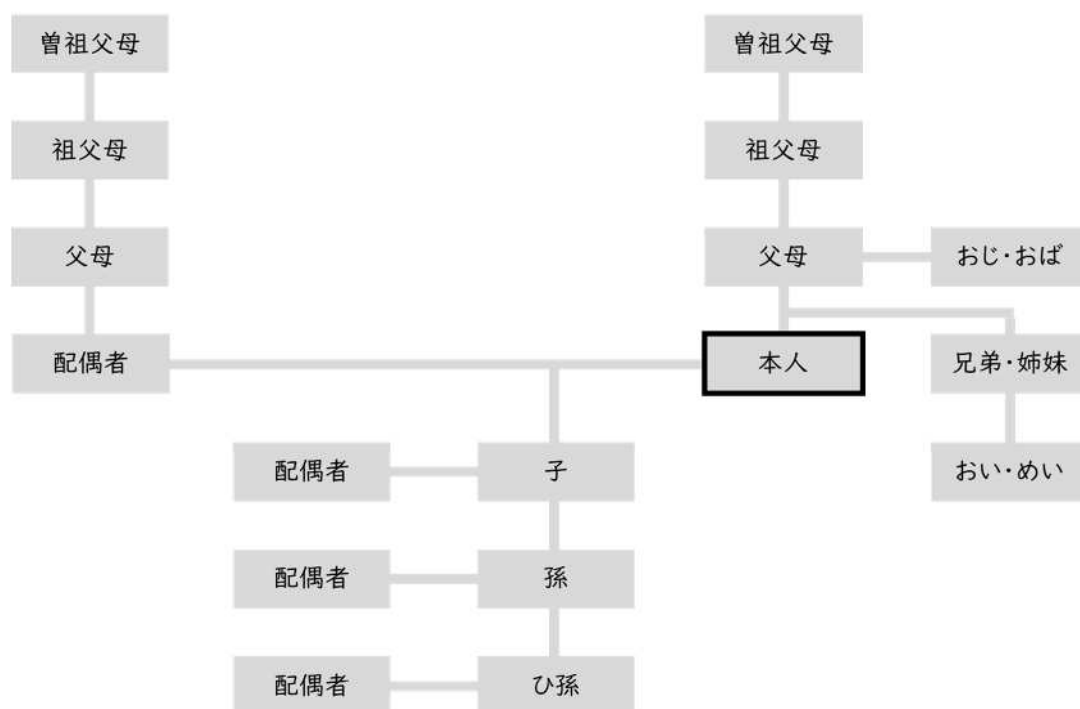
性的指向（自己の恋愛または性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者または性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者。

2 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、お一人またはお二人ともが性的マイノリティで、以下の要件を全て満たす必要があります。

チェック	項目
	成年に達していること ・ 宣誓するお二人が成年(満18歳以上)であること。
	お二人もしくは、どちらかが福井市に住所があること ・ 3か月以内に市内に転入予定である方を含みます。
	現に配偶者がいないこと(現に婚姻していないこと) ・ 配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。 ・ 日本以外の国においても当該パートナー以外の配偶者がいないこと。
	宣誓しようとする方以外とパートナーシップ関係がないこと ・ 宣誓しようとしているパートナー以外の方と、既にパートナーシップの関係がある場合は宣誓できません。
	宣誓しようとする方同士が近親者(民法に規定する婚姻できない続柄)でないこと ・ ただし、養子縁組によって近親者になった場合を除きます。

パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者(近親者)



3 宣誓手続きの流れ

[来庁して宣誓する場合] 代筆を希望される方はこちらから

必要書類の準備

・手引き 6・7 ページをご覧ください。

宣誓の事前申込み（宣誓日の予約）

・宣誓希望日の原則10日前までに、下記予約フォームから予約してください。

○予約フォーム URL : <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/gEfG1vNS>

インターネットがご利用いただけない場合は、電話にてご予約ください。

予約状況によって、宣誓日等のご希望に添えない場合があります。



チェック	お知らせいただくこと
	連絡代表者の氏名・ふりがな・住所
	通称での宣誓の希望有無
	宣誓希望日・時間（第3希望まで） 宣誓できる時間 平日（年末年始除く）の 午前9時00分 から 午後5時30分 例：第1希望 令和6年1月22日 午前9時
	日中に連絡が取れる代表者の電話番号とメールアドレス

必要書類の提出

・宣誓希望日の原則10日前までに、必要書類をそろえて、次ページ「予約先・書類提出窓口」に持参または郵送にてご提出ください。

提出書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただくことがあります。

パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、お二人そろって、あらかじめ指定したお部屋にお越しください。
- ・本人確認や宣誓要件の確認を行います。
- ・「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。
お二人そろっての来庁が難しい場合はご相談ください。
宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。
自署できない場合は、他の方による代筆が可能です。

パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

福井市にお住まいの方

- ・要件を満たしていることが確認できた場合、宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」をお二人にそれぞれ交付します。

福井市に転入予定の方

- ・受領証にかえて、「転入予定者受付票」を交付します。

転入後の手続きは、9 ページの「6 福井市に転入後の手続き」をご覧ください。

予約先・書類提出窓口

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階

福井市男女共同参画センター

電話 : 0776-20-1537

(受付時間: 平日の午前9時00分から午後5時30分)

FAX : 0776-20-1538

メール : josei@city.fukui.lg.jp

[郵便で宣誓する場合]

住民票の住所と現住所が異なる方はご利用できません。
代筆を希望される方は来庁での宣誓をお願いします。

必要書類の準備

- ・手引き 6・7 ページをご覧ください。

必要書類の提出

- ・必要書類を、4 ページ「予約先・書類提出窓口」にご郵送ください。

宣誓日は、市が宣誓書を受領した日となります。

宣誓日を指定したい場合は、配達日指定郵便をご利用ください。

ただし、書類の内容等に不備・不足があった場合は、この限りではありません。

市からの確認

- ・お電話で、宣誓された事実があるかどうかをお二人それぞれに確認させていただきます。

パートナーシップ宣誓書受領証等の受取

福井市にお住まいの方

- ・書類に不備等がなければ、本人限定受取郵便で、「宣誓書の写し」と「受領証」を住民票の住所に送付いたします。

受取には、本人確認が必要となるため、通称を使用されている場合でも、戸籍上の氏名で送付いたします。

福井市に転入予定の方



- ・受領証にかえて、本人限定受取郵便で、「転入予定者受付票」を住民票の住所に送付いたします。

転入後の手続きは、9 ページの「6 福井市に転入後の手続き」をご覧ください。

4 宣誓に必要な書類

宣誓には、以下の書類が必要になります。

宣誓日の原則10日前までに、持参または郵送で、書類提出窓口にご提出ください。

チェック	必要書類
	<p>パートナーシップ宣誓書(様式第1号)</p> <p> 来庁して宣誓を希望される方</p> <p>・宣誓日当日にご記入いただきますので、事前提出の必要はありません。</p> <p> 郵便で宣誓を希望される方</p> <p>・ほかの必要書類と一緒に、記入済みのものご提出ください。</p> <p>様式は、書類提出窓口でご請求いただくか、市ホームページからダウンロードできます。</p>
	<p>福井市にお住いの方</p> <p>現住所を確認する書類（住民票または住民票記載事項証明書）</p> <p>・<u>宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの</u>に限ります。</p> <p>・<u>一人1通</u>のご提出をお願いします。</p> <p>・お二人が同一世帯になっている場合は、<u>お二人分が記載されているものを1通</u>ご提出ください。</p> <p>・住民票等に、<u>続柄・本籍・マイナンバー等は不要</u>です。</p> <p>福井市に転入予定の方</p> <p>転入の予定が分かる書類の写し (転出証明書、転居先の賃貸借契約書または申込金領収書、市営住宅入居申込書等)</p> <p>転入後の手続きについては、9ページの「6 福井市に転入後の手続き」をご覧ください。</p>
	<p>現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本の原本、独身証明書等）</p> <p>・<u>宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの</u>に限ります。</p> <p>・<u>一人1通</u>のご提出をお願いします。</p> <p>・外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書(独身証明書)等とその日本語訳の提出をお願いします。</p>

次ページに続きます。

チェック	必要書類
------	------

日常生活において通称を使用していることが確認できる書類
 ・宣誓日以前から3か月以内に発行されたもので、有効期限付きのものは、有効期限内のものに限ります。

通称の使用を希望する場合のみご提出ください。

郵送の場合は、書類の写しをご提出ください。

1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
健康保険証 通称の記載がある住民票	社員証や学生証、卒業証書 公共料金の請求書 自宅あての郵便物(消印があり、住民票の住所と一致するもの)



本人確認書類

郵送の場合は、書類の写しをご提出ください。

1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
マイナンバーカード(個人番号カード) 運転免許証(運転経歴証明書) 住民基本台帳カード(顔写真付き) パスポート 在留カード・特別永住者証明書 身体障害者手帳 その他、官公署が発行した免許証・許可証・身分証明書であって氏名及び生年月日が確認でき、本人の写真が改ざん防止処理されたもの	健康保険証 年金手帳 年金証書 介護保険被保険者証 住民基本台帳カード(顔写真なし) その他、法律等で交付された書類で氏名及び生年月日が確認できるもの、または民間機関等が発行した身分証明書で氏名及び生年月日が確認でき、本人の写真を貼付したもの マイナンバーの通知カードは、本人確認書類として利用することはできません

5 パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領証(カードサイズ)-表面

	
福井市パートナーシップ宣誓書受領証	
福井市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
本人	パートナー
(年 月 日生)	(年 月 日生)
宣誓日	年 月 日
第 号	
年 月 日	福井市長
	

パートナーシップ宣誓書受領証(カードサイズ)-裏面

<p>この受領証は、福井市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証するものです。</p> <p>この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p>	
戸籍上の氏名（表面が通称の場合）	
本人	パートナー
_____	_____
特記事項（自由記載）	

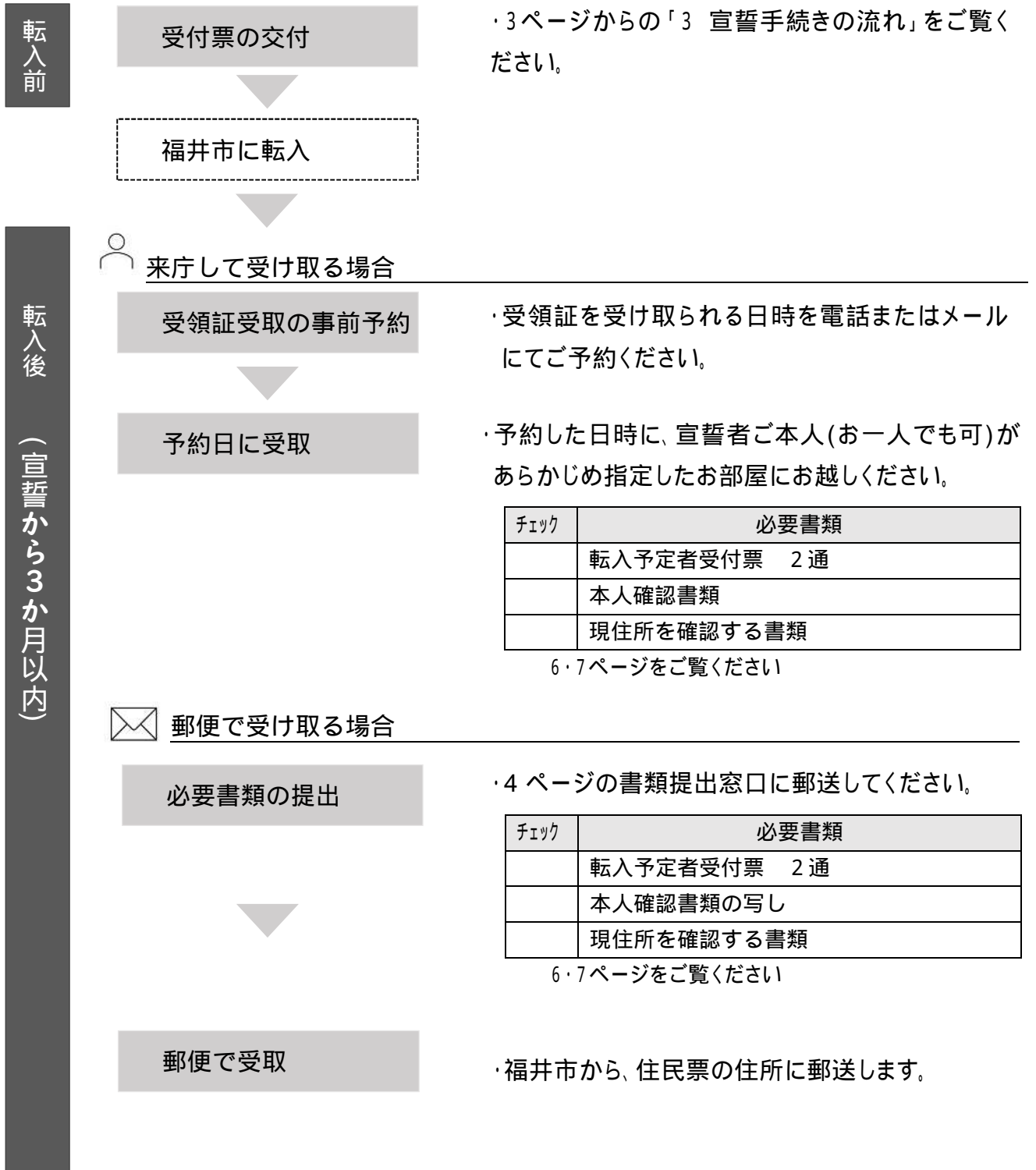
6 福井市に転入後の手続き

宣誓の時点で、お一人またはお二人ともが福井市に転入を予定されている場合は、「転入予定者受付票」を交付します。

受付票の交付から3か月以内に本市に転入し、必要書類を持参または郵送にてご提出いただくことで、受付票と引き換えに受領証を交付します。

(注)本手続きがなされない場合は、宣誓は無効となり、受領証の発行ができません。

～手続きの流れ～



7 宣誓内容の変更

住所、氏名(通称含む)などの宣誓事項の内容に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)」と下記の書類を持参または郵送にてご提出ください。

宣誓内容の変更により、受領証の表記が変わる場合は、受領証を再交付します。

受領証の受取については、11ページの「8 受領証の再交付」をご覧ください。

チェック	必要書類								
	本人確認書類 7ページをご覧ください								
	パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号) 様式は、書類提出窓口でご請求いただくか、市ホームページからダウンロード できます。								
	パートナーシップ宣誓書受領証 表記内容が変更する場合のみ。								
	<table border="0"><tr><td>住所を変更した場合</td><td></td></tr><tr><td>現住所を確認する書類(住民票または住民票記載事項証明書)</td><td>6ページをご覧ください</td></tr><tr><td>氏名(通称)を変更した場合</td><td></td></tr><tr><td>日常生活において使用している氏名(通称)が確認できる書類</td><td>7ページをご覧ください</td></tr></table>	住所を変更した場合		現住所を確認する書類(住民票または住民票記載事項証明書)	6ページをご覧ください	氏名(通称)を変更した場合		日常生活において使用している氏名(通称)が確認できる書類	7ページをご覧ください
住所を変更した場合									
現住所を確認する書類(住民票または住民票記載事項証明書)	6ページをご覧ください								
氏名(通称)を変更した場合									
日常生活において使用している氏名(通称)が確認できる書類	7ページをご覧ください								

8 受領証の再交付

受領証の紛失や毀損があった場合には、受領証を再交付します。

再交付の手続きは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)」と下記の書類を持参または郵送にてご提出ください。

紛失の場合を除き、交付済みの受領証と引き換えになります。

紛失した受領証を発見した場合は返還してください。

10ページの「7 宣誓内容の変更」による再交付の場合は、本手続きは必要ありません。

チェック	必要書類
	本人確認書類 7ページをご覧ください
	パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第4号) 様式は、書類提出窓口でご請求いただくか、市ホームページからダウンロード できます。
	パートナーシップ宣誓書受領証 紛失の場合は除く。

～手続きの流れ～



来庁して受け取る場合

受領証受取の事前予約

・受領証を受け取られる日時を電話またはメールにてご予約ください。

予約日に受取

・予約した日時に、宣誓者ご本人(お一人でも可)が上記の必要書類をご持参の上、あらかじめ指定したお部屋にお越しください。



郵便で受け取る場合

郵便で受取

・福井市から、住民票の住所に郵送します。

9 宣誓書記載内容等の証明

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、請求することができます。
下記の書類を持参または郵送にてご提出ください。

申請できる期間は、書類が保存されている期間内に限ります。事前にご相談ください。

チェック	必要書類
	本人確認書類 7ページをご覧ください
	パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号） 様式は、書類提出窓口でご請求いただくか、市ホームページからダウンロード できます。
	切手を貼付した返信用封筒 郵便で受け取る場合のみ。 返信用封筒には請求者の住民票の住所・氏名をご記入ください。 速達等を希望される場合は、赤字で封筒に記入し、料金分の切手を貼付して ください。

記載内容等証明書で証明できる内容

宣誓をした事実の証明

《証明書の使用例》

民間のサービスを利用するとき等に、指定された期間以内に発行された証明を求められた
場合 など

宣誓を解消した事実の証明

《証明書の使用例》

宣誓後に契約した民間サービスを解約するときや、過去にパートナーシップを結んでいた事
実を証明する必要がある場合 など

～手続きの流れ～



来庁して受け取る場合

証明書受取の事前予約

・証明書を受け取られる日時を電話またはメール
にてご予約ください。

予約日に受取

・予約した日時に、宣誓者ご本人(お一人でも可)が
上記の必要書類をご持参の上、あらかじめ指定した
お部屋にお越しください。



郵便で受け取る場合

郵便で受取

・福井市から、返信用封筒にて郵送します。

10 受領証の返還、宣誓の無効等

受領証の返還

次のいずれかに該当する場合は、宣誓されたお一人またはお二人が、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)」に必要書類を添えて、持参または郵送にてご提出ください。

- パートナーシップが解消されたとき
- お二人ともが市内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合は除く。)
- 一方が亡くなられたとき
- 宣誓が無効になったとき

チェック	必要書類
	本人確認書類 7ページをご覧ください
	パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号) 様式は、書類提出窓口でご請求いただくか、市ホームページからダウンロード できます。
	パートナーシップ宣誓書受領証 2枚

宣誓の無効

以下のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。

- 宣誓の要件に該当しなくなったとき
- 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- 受領証等を不正利用、偽造または変造したとき
- 福井市に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類が提出されな
いとき など

交付番号の公表

受領証が返還または宣誓が無効となった場合、受領証の交付番号を福井市のホームページに公表する場合があります。

1 1 利用可能なサービス

本制度により発行したパートナーシップ宣誓書受領証を提示することで、市が提供する行政サービスを受けることができます。

利用可能な行政サービスについては、福井市パートナーシップ宣誓制度のホームページをご覧ください。

1 2 自治体間連携

本制度と同様な制度を導入する自治体と連携し、制度利用者の負担軽減を図ります。

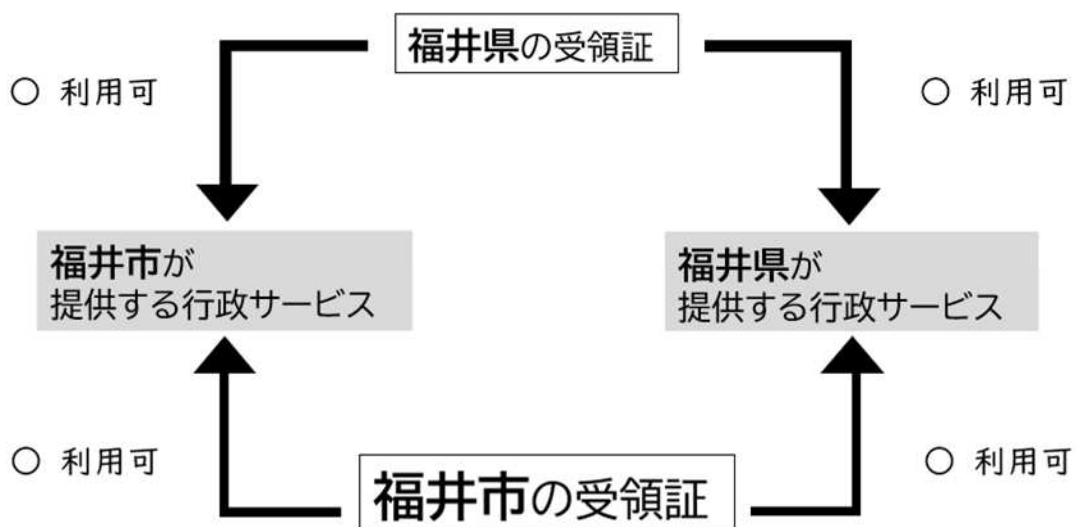
受領証の相互利用【福井県のみ】

市で発行した受領証を提示することで、福井県が提供する行政サービスを受けることができます。

同様に、県で発行された受領証で、市が提供する行政サービスを受けることができます。

県が提供する行政サービスについては、福井県のパートナーシップ宣誓制度ホームページをご覧ください。

イメージ図



1 3 よくあるご質問

Q 1 なぜ、パートナーシップ宣誓制度を導入するのですか。

本制度の導入により、性的マイノリティへの社会的な理解が進み、パートナーシップが尊重されることを期待するものです。

また、さまざまな理由で婚姻届を提出することができないカップルのパートナーシップ宣誓の事実を証明し、日常生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減させ、自分らしい生き方を応援します。

Q 2 結婚制度と福井市パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。


婚姻は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、福井市パートナーシップ宣誓制度は、福井市の内部規定(要綱)に基づき実施するものであり、法律上の効果は発生しません。

また、宣誓を行うことで、戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q 3 宣誓をすることができるのは、同性パートナーのみですか。

宣誓の対象は、戸籍上、同性同士のパートナーのみに限定していません。戸籍上異性パートナーであっても、一方または双方が性的マイノリティであれば、宣誓することができます。

 P2


Q 4 事実婚もパートナーシップの対象になりますか。

対象となりません。

本制度は、性的マイノリティの方々の日常生活における困難や生きづらさを少しでも軽減させ、自分らしい生き方を応援するものです。

事実婚については、健康保険などの被扶養者になることや、遺族年金が受給可能であること等、性的マイノリティの方が直面する状況とは異なると認識しています。

また、住民票で妻(未届)と記載することができるなど、社会的に双方の関係性を証明することができます。

 P2

Q 5 パートナーと養子縁組をしている場合は宣誓できますか。

宣誓できます。

 P2

Q 6 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓や受領証の交付は無料です。ただし、宣誓に必要な住民票等の書類の発行手数料は自己負担になります。

Q 7 受領証の交付を受けると、どのようなメリットがありますか。

受領証は、お二人の宣誓の事実を証明するものであり、法的効力はありませんが、受領証を提示することで、一部行政や民間企業のサービスが受けられるようになります。

本市で利用可能なサービスの情報については、市ホームページをご覧ください。

また、福井県の「福井県パートナーシップ宣誓制度」のサービスもご利用いただけます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

 P14

Q 8 代理で手続きはできますか。

代理人による宣誓は出来ません。ただし、自ら記入ができない場合は、本人及び市職員の立会いの下で、代理人による代筆が可能です。

 P3

Q 9 夜間や休日での宣誓や郵送での手続きはできますか。

宣誓は、平日の日中でのお手続きとなります。この時間内にお越しいただくことが難しい場合は、郵送での宣誓は可能となっておりますので、郵送にてお手続きください。

 P5

Q 10 受領証に有効期限はありますか。

ありません。

Q 11 パートナーシップを解消した場合、何か手続きは必要ですか。

パートナーシップ宣誓書受領証返還届を提出し、受領証を返還していただきます。

返還届は、当事者の一方からの届出で受け付けますが、届出人は相手方に市長に届を提出したことを必ず連絡するようにしてください。

 P13

Q 12 なりすましや偽造等、悪用されることはないのでしょうか。

宣誓を受ける際に、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。

また、虚偽の宣誓や受領証を不正利用したことが判明した場合には、宣誓が無効となり、受領証を返還していただきます。

Q 1 3 両親や友人にもカミングアウトしていませんが、宣誓できますか。

周囲の人にカミングアウトしていなくも、宣誓していただけます。

Q 1 4 宣誓制度の利用に際し、プライバシーは守られますか。

宣誓はプライバシーに配慮し、個室で対応いたします。

また、市職員には、地方公務員法第34条第1項の「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」との規定を遵守する義務があります。

1 4 問合せ先

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階

福井市男女共同参画センター

電話 : 0776-20-1537

(受付時間:平日の午前9時00分から午後5時30分)

FAX : 0776-20-1538

メール : josei@city.fukui.lg.jp

